

進修館百貨店 パートナー 規約

(名称)

第1条 コミュニティセンター進修館（以下、進修館）を管理している指定管理業者が実施する「進修館百貨店」に参加する者を「パートナー」と称する。

(目的)

第2条 パートナーの設置は、宮代町に関わる人々のコミュニティ醸成が市民の手によって担われること、また周囲にその意識が持たれることを目的とする。

(運営主体)

第3条 パートナーを管理する事務局は進修館の指定管理業者（以下、事務局）が行うものとする。

(心得)

第4条 パートナーは宮代町に関わる人々のコミュニティ醸成を意識しなければならない。

(活動)

第5条 パートナーは「進修館百貨店」に参加することができ、プログラムを開催することができる。

(登録)

第6条 パートナーになろうとするものは、事務局の説明を受けたのち、登録申込書を提出するものとする。

(登録事項の変更)

第7条 パートナーの登録事項に変更があった場合は、速やかに事務局に届け出るものとする。

(任期)

第8条 パートナーの任期は特に定めない。

(辞退)

第9条 パートナーはいつでもその任を辞退することができる。

(取消)

第10条 事務局は以下に該当するパートナーの認可を取り消すことができる。

- (1) 公序良俗に反するパートナー。
- (2) 1週間以上連絡がつかない、もしくは、1週間以上対応を放置したパートナー。
- (3) その他、事務局が「進修館百貨店」にふさわしくないと判断したパートナー。

(個人情報)

第11条 事務局は個人情報の取り扱いにおいて宮代町個人情報保護条例を遵守する。

1 事務局は以下の場合において、パートナーの各種情報（個人情報を含む）を開示する場合がある。

(1) パートナーに利益があると判断した場合。ただし、開示の可否、および、その範囲においては、パートナーの指示に従うものとする。

(2) 公共の利益の保護のため必要がある場合、または、法令により開示を求められた場合。

(3) 「進修館百貨店」内の業務を外部業者に委託する場合。

(責務)

第12条 パートナーは「進修館百貨店」参加中に発生した責務を全うしなければならない。

(免責)

第13条 事務局はパートナーが「進修館百貨店」参加中に生じた損害等に一切責任を負わないものとする。

(その他)

第14条 本規約は事務局が必要とした際、予告なく追記変更できるものとする。

附 則

この規程は、2019年10月18日から施行する。